

令和6年7月9日

指定給水装置工事事業者 各位

貝塚市上下水道部水道管理課

工事等に係る臨時栓メーターの使用について（お知らせ）

平素は、貝塚市水道事業にご協力いただきありがとうございます。

本市では、建築工事等の一時的な水道の使用については、臨時栓の申請をいただき、臨時栓メーターを取付の上、使用していただいております。

臨時栓の必要な範囲は下記の通りとさせていただきますので、改めてご確認よろしくお願いたします。

【臨時栓メーターが必要な範囲】

- ① 建替え・リフォーム工事等、給水装置を更新する場合の工事 ⇒ **臨時栓申請必要**
一時的に仮設事務所を設置し、水道を使用する場合
- ② 軽微なリフォーム工事等、給水装置を変更しない場合の工事 ⇒ **臨時栓申請不要**

※①の場合の解体工事までは、一般メーターの使用を認めます

※臨時栓メーター撤去後、使用の予定が無い場合、撤去・分水閉栓が原則です

ご不明点などは、水道管理課給水担当までお問い合わせください

上下水道部 水道管理課 給水担当 電話(直通) : 072-433-7151
--